

## 令和 8 度学校給食費及び納期限（口座振替日）について（お知らせ）

対象月	納期限・口座振替日	小学校 (1食245円)	中学校 (1食285円)	給食調理 日数
4月分	令和8年6月1日(月)	0	3,705円	13日
5月分	6月30日(火)	0	5,130円	18日
6月分	7月31日(金)	0	6,270円	22日
7月分	8月31日(月)	0	3,420円	12日
9月分	11月2日(月)	0	5,130円	18日
10月分	11月30日(月)	0	5,985円	21日
11月分	令和9年1月4日(月)	0	5,130円	18日
12月分	2月1日(月)	0	4,560円	16日
1月分	3月1日(月)	0	4,275円	15日
2月分	3月31日(水)	0	5,130円	18日
3月分	4月30日(金)	0	4,275円	15日

### 【留意事項】

- 1 児童手当からの納付（天引き）の場合は、児童手当支給月（偶数月）にまとめて学校給食費を差引きます。  
※ 中学3年生の3月分については、児童手当6月支給の際に差引きます。
- 2 口座振替の場合は、口座振替日の前日までに登録口座に入金してください。なお、市からの領収書は発行されません。通帳記帳等により御確認ください。  
※ 中学3年生の3月分の口座振替日は、令和9年4月30日(金)です。
- 3 納付書払いの場合は、納期限までに納付してください。
- 4 学校給食は多くの食材を確保するため、事前に発注しますので、4日前（土日祝休日等を除く。）までに、欠席等により給食を食べない旨、学校へ連絡がない場合は、学校給食費を請求させていただきます。

問い合わせ先 春日井市教育委員会学校給食課 電話 0568-85-6341